

議の議決をひる大衆である。
夫の本半組の知りも議決する實例二、三は既舉じり所々全國の五

郎一匹の職を請血の給職に則し、烈賊、凶徒の毒意を露せしめる
木匠、てんや、イヌを以て後備隊の合の密進争議の母に眼し、子の
の既野の命じ又は時用射撃軍を起せしり暴行を阻阻し、ロク解
解の暴行團一發發射又は人殺りも許せるエロメキ土に如く無難
なる後備隊合の權じり、恐前せるうう派派の權せるが成、隊
炭炭資本家取原野のじり密進の密進、重業謝氏の態度なる秘實
了炭炭業の態度も平時の謝氏の態度を示し、アバのうなるが、純豊
並に向土を彈ふう共の炭夫大衆の態度の實に、謝氏の態度なる秘實
炭炭業の態度の態度の態度の態度の態度の態度の態度の態度の態度
たて以來、暴行團の態度の態度、永半組の態度の態度の態度の態度

相人謝臨會臨岡出張所

財團協調會福岡出張所

一、相田炭坑暴力流血事件

本年二月九日夜九時、福岡縣嘉穂郡伊岐須新町の我組合支部
事務所に於て、組合員二名の解雇に關し協議中、宮崎巡查部
長を先頭に四十余名の相田炭坑勞務係並に御用暴力團は夫々
コン棒、木刀を手にして事務所に亂入、樞撲踴躍、協議中の
組合員白上新に疾病休業十八日、森藤了に同七日、上田龜松
に同七日、池上豊に同五日、藤田務に同七日の挫傷、裂傷を
負わせて血まみれとし、事務所内の器物を散々に破壊し、折
柄現場へ來合せた組合員を目茶々に殴りつけ、然かも同坑
を前日解雇されたる森藤、山田兩組合員は勞務係に二十四時
間に亘りて監禁、暴行し、所轄飯塚署は白上君外三名應急手
當を受けると共に檢束され、負傷者の診斷に組合の宮崎主事
の立會を禁止するなぞ相田炭坑の暴力行爲は勿論なるも所轄